

最低制限価格の算定方法について

千葉市都市局が発注する業務委託または修繕の最低制限価格算定方法は、以下のとおりとなっておりますので、お知らせします。ただし、この算定方法は、令和6年9月1日以降に募集を開始する入札案件について適用し、同日前に募集を開始する入札案件の最低制限価格算出方法については、従前のとおりいたしますので、ご注意ください。

下記業務の最低制限価格については、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額の算出根拠である各算定項目に当該算定項目ごとに定める割合を乗じて得た額の合算額とします。

ただし、次のとおりそれぞれ上限額、下限額を定めます。

- ・修繕業務((1)修繕業務に該当する修繕に限る。)においては、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とします。
- ・修繕業務((1)修繕業務に該当する修繕に限る。)以外の業務においては、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額に、10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額(最低制限価格の算定に、最低賃金に基づく算定方法を用いる業務を除く)とし、3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とします。

なお、いずれも、算出された金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとします。

業務	算定項目	割合
(1)修繕業務	直接工事費	10分の9. 7
	共通仮設費	10分の9
	現場管理費	10分の9
	一般管理費	10分の6. 8
(2)測量業務	直接測量費	10分の10
	測量調査費	10分の10
	諸経費(間接測量費と一般管理費等の合計)	10分の5
(3)建築コンサルタント業務	直接人件費	10分の10
	特別経費(特別経費、委託料加算額、加算業務)	10分の10
	技術経費	10分の6
	諸経費	10分の6
(4)土木コンサルタント業務	直接原価(直接人件費と直接経費の合計)	10分の10
	その他原価	10分の9
	一般管理費等	10分の5
(5)地質調査業務	直接調査費	10分の10
	間接調査費	10分の9
	解析等調査業務費 (コンサルティング業務費、地質分析業務費を含む)	10分の8
	諸経費	10分の5
(6)補償積算業務	直接原価(直接人件費と直接経費の合計)	10分の10
	その他原価	10分の9
	一般管理費等	10分の5
(7)建物施設に係る「清掃業務」及び「人的警備業務」 ※1, 2	直接業務費等(①)	10分の10
	諸経費(②)	10分の5
	最低賃金法(昭和34年法律第137号)で定める千葉県下における最低賃金を基準に算出した人件費に、必要経費を加算した額(③)	なし
(8)その他業務(設計内訳が人件費等と諸経費に分かれているもの) ※3	直接業務費等	10分の10
	諸経費	10分の5
(9)その他業務(設計内訳が人件費等と諸経費に分かれていないもの)	予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額	3分の2

※1 建物施設に係る「清掃業務」及び「人的警備業務」については、①＋②により算定された金額が、③により算出された金額より高い場合、①＋②の算出方法により求めた額が、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額に10分の8. 5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8. 5を乗じて得た額とし、3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とします。なお、算出された金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとします。

※2 建物施設に係る「清掃業務」及び「人的警備業務」については、③により算出された金額が、①＋②により算出された金額より高い場合、③の算定方法により求めた金額を、そのまま最低制限価格として設定します。なお、算出された金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとします。

※3 その他業務について、草刈業務等で工事の積算歩掛を使用している場合は、直接業務費等の内訳を直接工事費・共通仮設費とし、諸経費の内訳を現場管理費・一般管理費として計算します。